

令和7年2月3日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

令和7年度簡易生活習慣病健診の実施について (首都圏巡回健診・健保会館)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、組合では令和7年度健康管理事業の一環として、簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）を下記のように実施いたします。

近年、一事業場当たりの受診者数が全体的に減少しており、巡回健診の実施体制を維持していくことが困難となっている状況です。ご希望に添えないことや、ご不便をおかけすることが多々あると思いますが、取り巻く現状をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 首都圏巡回健診

事業場へ健診車を派遣して、簡易生活習慣病健診を実施いたします。原則、人数要件を設けず実施する予定ですが、お申込状況により実施困難な事業場につきましては、改めてご連絡いたしますのでご承知おきください。

(1) 対象となる事業場

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県南部に所在のある事業場

(2) 合同実施会場

合同実施会場		所在地	実施予定日時
東京団地倉庫	板橋（営）	東京都板橋区高島平 6-1-7	8月1日（金）午前
	葛西（営）	東京都江戸川区臨海町 3-5-1	8月4日（月）午前
	足立（営）	東京都足立区入谷 6-2-11	8月5日（火）午前
	平和島（営）	東京都大田区平和島 3-4-1	8月6日（水）午前
東京流通センター		東京都大田区平和島 6-1-1	8月7日（木）午前
東京大井コールドプラザ		東京都大田区城南島 5-1-1	8月8日（金）午前

(3) 実施予定期間

令和7年4月下旬～令和7年9月下旬

※日曜・祝日を除く

(4) 健診実施機関

医療法人社団 優人会

東西線メディカルクリニック

〒135-0044

東京都江東区越中島1-2-7 アスミビル3階

Tel 03-6666-2338 (巡回健診部)

※(一社)東京都総合組合保健施設振興協会(以下、東振協)との契約に基づき実施を委託。

(5) 対象者

被保険者・被扶養者

- ・年齢による制限はありませんが、35歳以上の方(平成3年3月31日までに生まれた方)は、生活習慣病健診・女性生活習慣病健診の受診をお奨めいたします。
- ・部外者のみでの巡回健診のご依頼はお断りすることもございますので、予めご了承ください。

※組合の補助を受けて健診を受診できるのは、年度内1回です。施設健診・人間ドック・会場別女性健診を受診予定の方は、巡回健診を受診しないようご注意ください。

(6) 健診項目

- ① 問診
- ② 身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI指数・標準体重)
- ③ 視力
- ④ 血圧測定
- ⑤ 聴力(オーディオメーター)
- ⑥ 検尿 (糖・蛋白・潜血反応)
- ⑦ 胸部X線
- ⑧ 心電図検査 (12誘導)
- ⑨ 生化学検査 (採血による検査)
GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、
LDLコレステロール、空腹時血糖、HbA1c
- ⑩ 血球検査 (採血による検査)
赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、MCV、MCH、MCHC、
白血球数、血小板数
- ⑪ 既往歴の調査
所定の質問票・22項目

※太字は労働安全衛生法で定められている検査項目

※組合が実施する健診は、全て特定健診で定められた検査項目を含んでおります。

(7) 負担金

3,000円

※部外者(当組合未加入者)の方の負担金は、**7,460円(税別)**です。

(8) 申込方法

別紙『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）申込総括書（様式①－１）』所定欄の「☐巡回健診の実施を希望」にチェックし、『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）受診者名簿（様式①－２）』を添付してお申し込みください。

(FAX不可)

なお、部外者（被保険者・被扶養者以外の者）がいる場合は『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）部外者名簿（様式①－５）』にご記入のうえ総括書（様式①－１）及び受診者名簿（様式①－２）と合わせてご提出ください。

また実施希望日や定休日等の実施不可能な日がある場合は、申込総括書（様式①－１）の巡回健診実施希望欄にご記入下さい。

本・支店、営業所など、複数巡回希望場所がある場合は、巡回希望場所ごとに申込書を作成のうえ、ご提出ください。

＜申込書提出の際の注意事項＞

- ・ 関連事業所等との合同実施を希望される時には、あらかじめ事業所間での調整を済ませたうえで申込総括書（様式①－１）巡回健診実施希望欄の「３．その他特記事項」にその旨をご記入ください。
- ・ 健診車の中では胸部X線の検査のみ行い、その他の検査はすべて室内で行いますので、会議室等の健診スペースをご用意下さい。
- ・ 健診車使用にあたり、１００ボルト３０アンペア以上の電源、又は発動発電機の使用（２００Ｖ）が必要となりますので、ご注意ください。
- ・ 申込総括書に事業場の略図をご記入ください。（地図を添付していただいても構いません）

(9) 申込期限

令和７年３月７日（金）

(10) 実施日の決定

実施健診機関において日程を調整し、決定次第実施健診機関より順次事業場にご案内いたします。なお、実施日や時間につきましては、希望日のご要望に添えない場合も多々ありますので あらかじめご承知おきください。

※実施決定後のキャンセルにつきましては、実施健診機関へ直接ご連絡ください。組合にご連絡いただく必要はありません。

※受診者の追加がある場合は、申込総括書（様式①－１）の備考欄に追加分であることを記載してください。また、受診者名簿（様式①－２）には追加者の名前のみ記載して組合にご提出ください。

(11) 健診結果

健診結果につきまして、個人結果表および事業主控え共に東振協から事業所（本社・健保委員宛）へ送付いたします。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。

※東振協では、健診機関で作成された健診結果の事業所記号をもとに個人結果表の発送先を選定することとなります。したがって、『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）受診者名簿』及び健診機関から事前に送付される受診資料への記入に誤りがあると、個人結果表の誤送付に繋がる恐れがありますので、名簿及び受診資料の記入には十分ご注意くださいようお願いいたします。

(12) 負担金支払方法

健診実施後に健診実施機関(医療法人社団 優人会 東西線メディカルクリニック)から事業所(本社)へ請求書を送付いたしますので、請求書に記載された期日までに健診実施機関へ直接お支払いください。

請求書は事業場(本・支店、営業所)ごとにご請求いたしますが、指定期限内であればご請求した複数の事業場の分を一括してお支払い頂いても構いません。

※被扶養者の方が受診された場合においても、健診実施機関より事業所宛に請求書を送付させていただきます。

(13) 生活習慣病健診・女性生活習慣病健診の実施

生活習慣病健診・女性生活習慣病健診は施設健診が原則ですが、1事業場にまとまった受診者がいる場合は巡回健診の実施も可能です。

但し、検査項目が多い分受診に要する時間もかかり、胸部X線検査に加え胃部X線検査も実施可能な大型健診車を使用することとなるため、大型車の駐車スペースを確保する必要があります。

なお、生活習慣病健診を受診希望される方で、予め胃部レントゲン検査を希望されない方(ペプシノーゲン・ABC検査で対応)は、簡易生活習慣病巡回健診と同時実施も可能となります。

※詳細につきましては、健診実施機関(医療法人社団 優人会 東西線メディカルクリニック巡回健診部)へお問い合わせください。

2. 健保会館での簡易生活習慣病健診

巡回健診実施期間のうち、健保会館においても下記の要領で簡易生活習慣病健診を実施します。

お申込受付後、**実施医療機関において下記の日程から受診日・受付時間を決定し、ご案内いたします。**ご希望日の要望に添えない場合もあり、ご迷惑をお掛け致しますが、あらかじめご了承ください。

(1) 実施日・受付時間

令和7年6月4日(水)※女性限定日

5日(木)・18(水)・19日(木) 計4日間

9:00~11:30 ※午前中のみ

(2) 実施場所

倉庫健保会館 3階健康管理室

東京都江東区富岡2-11-12

☎東京メトロ東西線「門前仲町駅」・「木場駅」より徒歩6分

☎都営地下鉄大江戸線「門前仲町駅」より徒歩8分

※お申し込みいただいた方には、受診資料(5月下旬に送付予定)の中に倉庫健保会館案内図を同封して、事業場へお送りいたします。

(3) 申込方法

別紙『簡易生活習慣病健診(巡回健診・健保会館)申込総括書(様式①-1)』所定欄の「☐健保会館での受診を希望」にチェックし、『簡易生活習慣病健診(巡回健診・健保会館)受診者名簿(様式①-2)』を添付してお申し込みください。(FAX不可)

また、部外者（当組合の被保険者・被扶養者以外の者）の方につきましては、健保会館での受診はできませんのであらかじめご承知おきください。

※巡回健診を申し込みされた方で、実施日に何らかの事情で受診できなかった方につきましては、別途お申し込みなしに健保会館で受診ができます。この場合、巡回健診実施前にお配りする受診録及び保険証（経過措置により令和7年12月1日まで使用可能）、マイナ保険証または資格確認書のいずれかをご持参のうえ上記実施日のいずれかに健保会館にお越しください。

（４）申込期限

令和7年4月30日（水）

（５）その他

実施機関、健診項目、健診結果の取り扱い、負担金等については、上記「１．首都圏巡回健診」と同様の取り扱いとなりますのでご参照ください。

3. 健康管理事業における個人情報の取り扱い

組合では、組合員のみなさんの健康の保持・増進にお役立ていただくため、健診結果を管理・活用し、健康管理事業を積極的に実施しています。

また、事業所においては、労働安全衛生法により事業主は労働者に対する健診の実施・健診結果の記録、ならびに健診結果に基づく健康管理対策の実施が義務付けられ、労働者についても、ご自身の健康の保持に努めなければならないものとされています。

そこで組合では、より効果的な健康管理事業を行うために、労働安全衛生法で定められた内容以上の健診を実施し、その後の特定保健指導等に生かしてまいります。

つきましては組合の健康管理事業を効果的・効率的に実施するため、個人情報の取り扱いについて、みなさんのご理解をいただく必要があります。以下の取扱いについて不都合のある方については組合までご連絡下さい。

なお、健康管理事業を実施するうえで取得した個人情報については、健康管理事業を実施するうえでのみ利用することとし、利用目的を遂行するために業務を委託する場合等を除き、第三者に提供はいたしません。

● 健診結果の送付

巡回健診を受診された方の健診結果について、個人別に密封のうえ事業所へ一括して送付しますので、受診者への配布をお願いいたします。

また、事業主控えにつきましても、個人結果と共に事業所宛に送付いたします。

※東振協では、受診者個人の情報（勤務先、被保険者証の番号等）は所有しておらず、事業所の情報（記号、事業所名、本社所在地及び電話番号）のみを所有しているため、万一、事業所記号に誤りがあると他の事業所へ個人結果表が送付される事態が生じることとなります。したがって、受診者名簿の作成及び健診機関から事前に送付される受診資料の記入には十分ご注意くださいようお願いいたします。

● 未受診者の案内

組合が実施する健診を受診されていない方には、事業主を経由してご案内させていただきますので、ご周知方よろしく申し上げます。

● 保健指導その他のアフターフォロー事業の案内

保健指導その他のアフターフォロー事業の実施にあたり、事業主を経由してご案内

内いたしますので、ご周知方よろしく申し上げます。

4. その他

- ・巡回健診・健保会館での簡易生活習慣病健診の受診が困難な方を対象に、契約健診機関での簡易生活習慣病健診の実施の他、会場別簡易生活習慣病健診（秋季・冬季）の実施を予定しております。詳細につきましては、別途ご案内いたします。
- ・申込書の作成をパソコンによる入力（エクセル）にて希望される場合は、組合ホームページより、様式をダウンロードできますのでご利用下さい。
（組合ホームページ：<https://www.sokokenpo.or.jp>）
- ・ご不明な点は、組合保健事業課（03-3642-8436）までお問い合わせください。